市川海岸塩浜地区護岸改修事業の実施状況について

平成19年6月8日 県土整備部河川整備課

1、平成18年度の実施結果について

平成 18 年度の実施計画としては、塩浜 2 丁目 1 0 0 m区間の工事及びこれに伴うモニタリング調査ですが、予定された工事を本年 3 月までに完了し、モニタリング調査を4 月までに完了したところです。

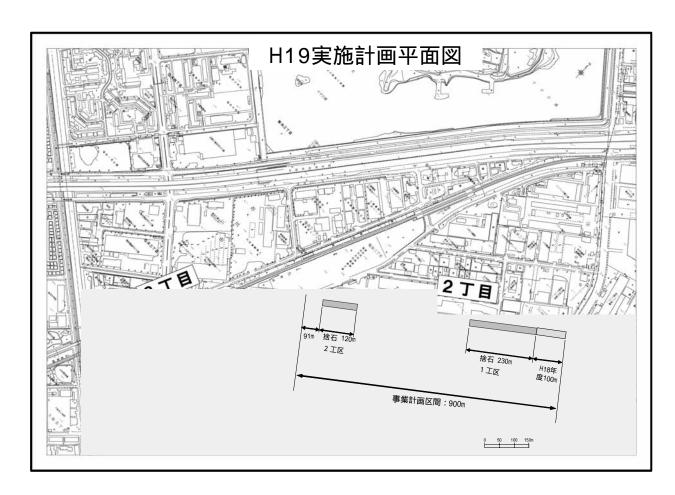
工事後のモニタリング結果としては、周辺海域への大きな影響は確認されず、生物の 再定着についても順調に進んでいる状況が確認されております。

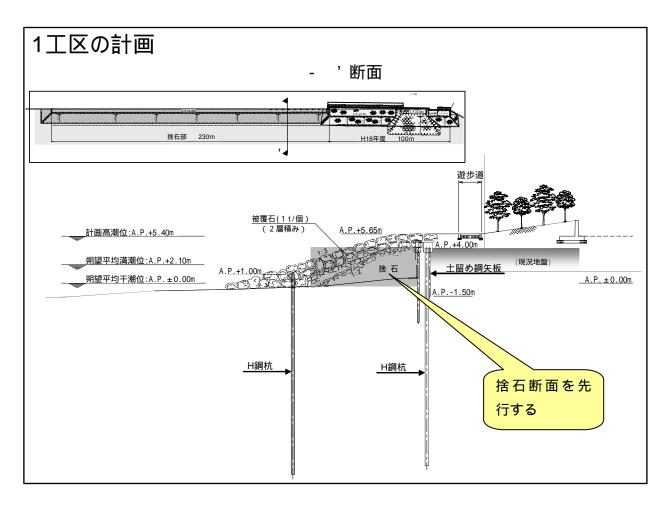
2、平成19年度の実施状況について

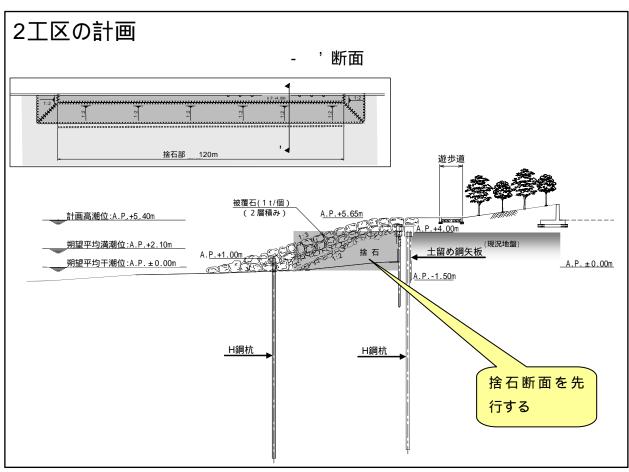
平成 19 年度の実施計画は、塩浜 2 丁目の東西両側からの工事 3 5 0 mとこれに伴うモニタリング調査ですが、本年 3 月までに工事の契約を済ませ 4 月から工事に着手したところです。

今後は、8 月末までに予定された工事を完了させ、モニタリング調査を継続すること としております。

また、順応的管理手法に基づく事業の評価につきましても、工事後1年を経過した評価を行うとともに、より良い構造の工夫に努めたいと考えております。





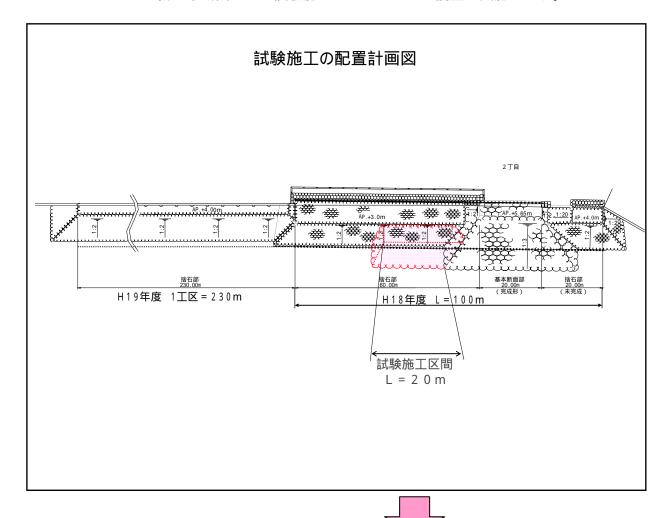


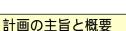
新基本断面の試験施工について

1、趣 旨

護岸改修事業を進めるにあたりましては、三番瀬再生計画(事業計画)の中で順応 的管理手法に基づき、必要に応じて護岸構造により良い工夫を施しながら進めること とされております。

護岸構造につきましては、平成18年度の「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」において、より良い工夫を施した「新基本断面」が決定されており、順応的管理を適正に進めるために新基本断面による試験施工とモニタリング調査を実施します。





潮間帯部の被覆石を乱積みにし、新基本断面に対するモニタリング調査を実施する。 (生息空間としての隙間の形成状況と生息状況、滑り等に対する凹凸部の効果、自然的な場の形成 状況、周辺地形の変化など)

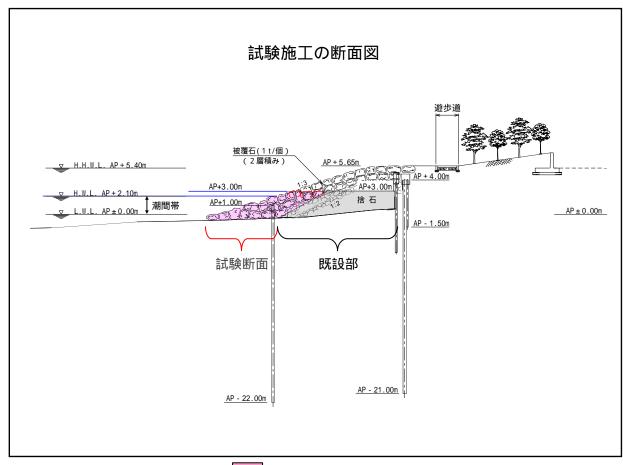
乱積み部分の散乱防止、また、H18施工部分と状況の対比が行えるよう1工区に隣接させる。

設置規模は1工区の完成形と同規模として20mとする。

2、実施内容

試験の内容としては、被覆石の乱積み工L=20m(高さAP+3.0mまで)を 既設完成断面に隣接する位置に実施し、モニタリング調査を行います。

モニタリング調査としては、生物の生息空間としての隙間の形成と生息状況、滑り等に対する法面の凹凸の効果、自然な景観の形成、消波効果による周辺地形の変化などについて実施します。





計画の主旨と概要

潮間帯部の被覆石を乱積みにし、新基本断面に対するモニタリング調査を実施する。 (生息空間としての隙間の形成状況と生息状況、滑り等に対する凹凸部の効果、自然的な場の形成 状況、周辺地形の変化など)

乱積み部分の散乱防止、また、モニタリング調査の必要最小規の設置とする。

・高さは潮間帯頂部、及び波の遡上を考えA.P.+3.0mとする。